

1 令和8年第3回定例会提出議案審査

(2) 議案第120号

川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について

上下水道局
(経営戦略室)

説明内容

1 令和8年5月・7月環境委員会の
報告内容との比較

2 水道料金改定の主な内容

3 広報の取組

4 スケジュール

参考資料

1

令和8年5月・7月
環境委員会の
報告内容との比較

1 令和8年5月・7月環境委員会の報告内容との比較

4

項 目	料金改定の方角性 (R8年5月・7月)	改定案
水道料金の 改定時期	令和9年4月	
水道料金の 平均改定率※	20%台前半	22% ただし、激変緩和措置として、 令和9年度は11%とし、段階的に引上げ (R9年度:11%・R10年度:22%)
水道料金表	一般用については、各口径の平均調定水量における改定率が平均改定率の±3%となるよう設定	一般用については、子育て世帯等に対する負担 軽減として、おおよそ、その使用に相当する水量 帯の改定率が低くなるように配慮
	公衆浴場用及び共用給水装置については、軽減措置を継続	
水道利用加入金	単価を据え置くことを基本方針とし、水道料金の 改定と合わせて決定していく。	単価据置き
下水道使用料の 改定時期	令和9年4月に改定 ただし、令和10年4月以降に改定を行うことも視 野に入れ、9月議会に向けて最終判断	水道料金・下水道使用料の同時改定は、市民生活 に影響を及ぼすことから、令和10年4月以降に改 定

※改定率は、対現行料金比。なお、改定率の算出に当たっては、工業用水道事業への給水分を除く。

2

水道料金改定の主な内容

- 2－1 改定理由
- 2－2 事業の見通し
- 2－3 これまでの経営改善の取組
- 2－4 これからの経営改善の取組
- 2－5 財政収支の見通し
- 2－6 改定内容
- 2－7 新旧水道料金の比較
- 2－8 新旧水道料金の他都市比較

■ 厳しい財政状況下での管路、施設の老朽化対策や耐震化の必要性

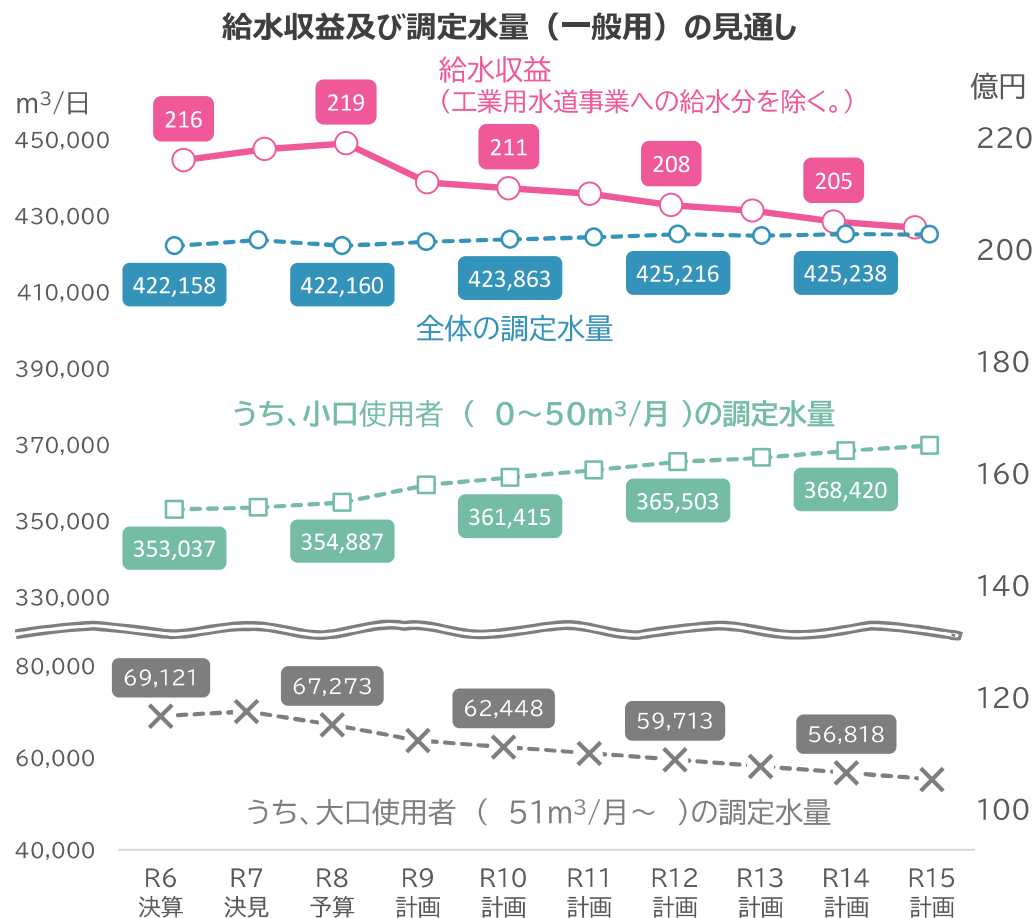
物価、資材価格、金利、賃金の上昇により支出が増加する一方、大口使用者の水需要の減少に伴う今後の料金収入の減収が見込まれており、市民生活の安全・安心を守るための水道の管路、施設の更新・耐震化を着実に進めるためには、現行の料金を維持するのは困難

■ 事業環境の変化に対応した制度の見直しの必要性

現行の料金制度の大枠は、水需要が急激に増加していった高度経済成長期の昭和40年代から変わっておらず、事業環境の変化に対応した見直しが必要

■ 給水収益の減少

- 大口の水需要の減少により、今後給水収益は減少傾向で推移することが見込まれている。
- 令和7年度以降、工業用水道事業への給水単価の見直しにより、給水収益が約12億円(/年)減少している。



工業用水道事業への給水単価の見直し

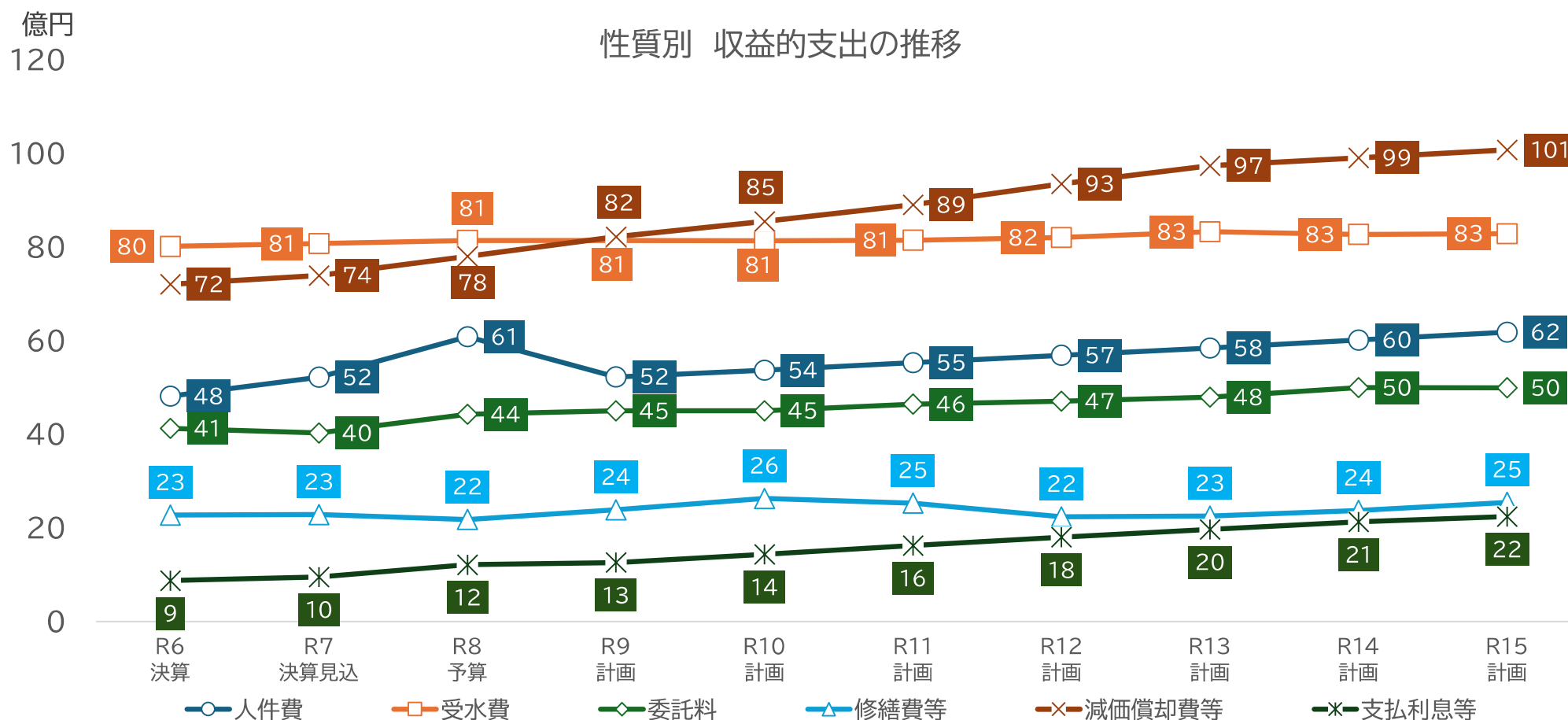
見直し前 (~令和6年度)	見直し後 (令和7年度~)	
1日につき 7,400,000円 = 40,000m³/日 × 185円/m³	基本料金 (1日につき)	3,760,000円 = 40,000m³/日 × 基本料金単価94円/m³
	使用料金 (1m³につき)	使用水量40,000m³までの分 10円
	超過料金 (1m³につき)	40,000m³を超える分 39円

27億円/年

15億円/年 (日量40,000m³まで)
12億円/年の減

■ 収益的支出の増加

- 物価上昇等に伴い、**人件費や委託料等が増加傾向で推移**することが見込まれている。
- 建設改良費の増加や金利の上昇に伴い、**減価償却費や支払利息も増加傾向で推移**することが見込まれている。



※修繕費等は「修繕費」と「工事請負費」、減価償却費等は「減価償却費」と「固定資産除却費」と「たな卸資産減耗費」、支払利息等は「支払利息及び企業債取扱諸費」

■ 水道管路の老朽化対策

管路の老朽化による不具合が発生した場合、断水や濁水などの直接的な影響だけではなく、漏水等に伴う二次災害も懸念されることから、不具合を未然に防ぐための効率的・効果的な更新が必要

● 老朽化による影響



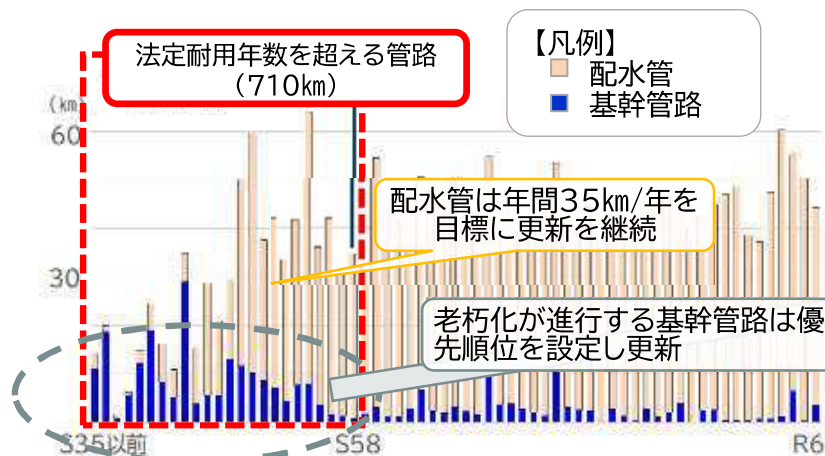
配水管漏水による道路での陥没(令和4年4月・多摩区)



基幹管路の大規模漏水(平成21年12月・中原区)

● 水道管路の更新

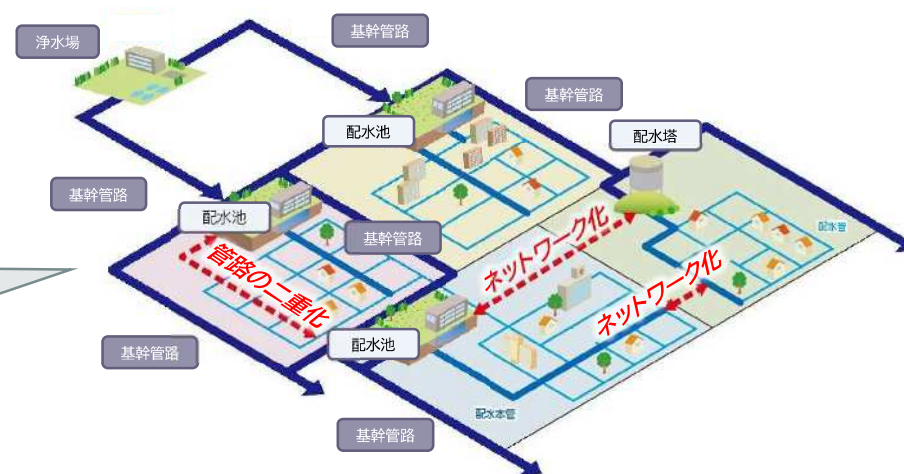
管路の老朽化対策による、漏水に伴う道路陥没や冠水等の二次災害の防止



水道管路の年度別布設延長(令和6(2024)年度末)

● 基幹管路の強化

今後の管路更新に向けた、基幹管路の二重化・配水区域間を結ぶネットワーク化の推進



■ 水道管路の地震対策

地震等の災害時においても水道を使用できるよう、断水の影響や供給する施設の重要度、給水活動への影響などによる優先度を踏まえた耐震化が必要

●地震被害による影響



地震被害の拡大(能登半島地震)



液状化での被害(東日本大震災)

●消防署・警察署等の重要施設への供給ルートの耐震化

消防署・警察署等の重要施設への供給ルートの配水管の耐震化を優先的に推進。併せて、被災者の避難及び救急活動人員や物資等の輸送を考慮して、緊急輸送道路下の管路の耐震化も推進

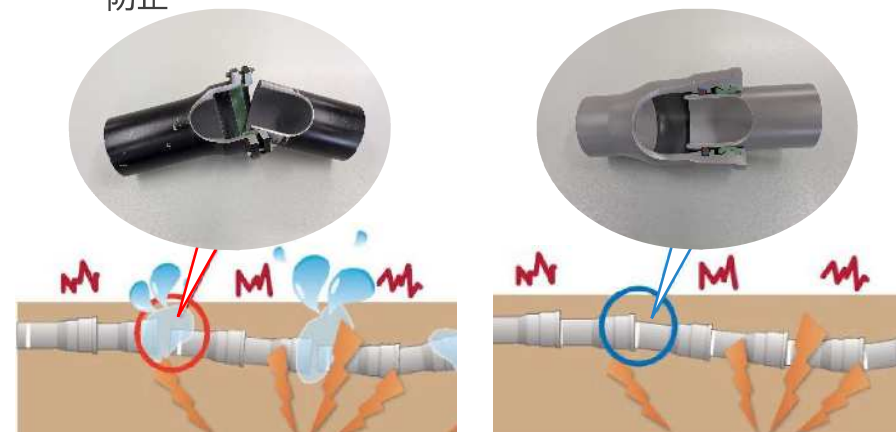


消防署・警察署等の重要施設への供給ルートの耐震化イメージ

※ 医療機関や避難所等への供給ルートの耐震化は実施済み

【参考】水道管路の耐震化とは

耐震管と非耐震管は、継手部分の構造が異なり、耐震管の継手には離脱防止機能が付いており、地震時の管の抜け出しを防止



非耐震管

- × 管体継手部分が抜け出し漏水が発生する可能性
- × 周辺地域で断水等が発生する可能性

耐震管

- 管体継手部分が抜け出さない構造になっている。

■ 水道事業におけるDXの推進

● 上下水道お客さまセンターの運営におけるA I等の活用

お客さまからの問合せ対応に、ボイスボットなどのA Iを含むデジタル技術を活用し、応対品質の向上及び業務の効率化を推進

〔効果〕

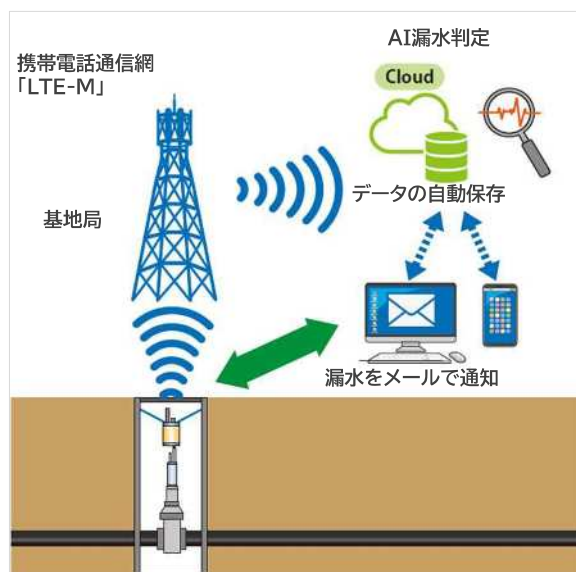
- 応答時間の短縮によるお客さま満足度の向上
- 応対品質の均一化と向上
- 問合せ対応業務の効率化、コスト縮減

● 水道施設の維持管理等の高度化・効率化に向けた取組

デジタル技術の進展を踏まえ、水道施設の点検・調査や運転管理における業務の高度化・効率化に向けたD Xの取組を推進

〔これまでの主な取組〕

- モバイル端末を活用した給配水情報の管理
- I o T技術やA Iを活用した漏水の常時監視
- タブレットを活用した施設の維持管理（設備管理システム）



高感度振動センサーを活用した漏水の常時監視(常時監視モデル)

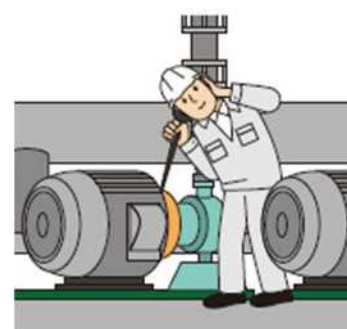


タブレットを活用した設備の点検（設備管理システム）

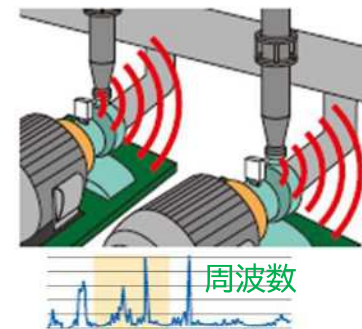
〔これからの主な取組〕

- 振動センサーなどのセンシング技術を活用した設備点検
- ドローン等を活用した調査
- A Iの活用による劣化診断等の調査技術の導入検討

〈Before〉



〈After〉



振動センサーを活用した設備点検

〔効果〕

- 水道施設の適切な機能維持、安定的なサービスの提供
- デジタル技術を活用した点検及び保全計画による施設の長寿命化
- 業務の高度化・効率化や経費の削減

■ 水道事業における効率的な執行体制の整備

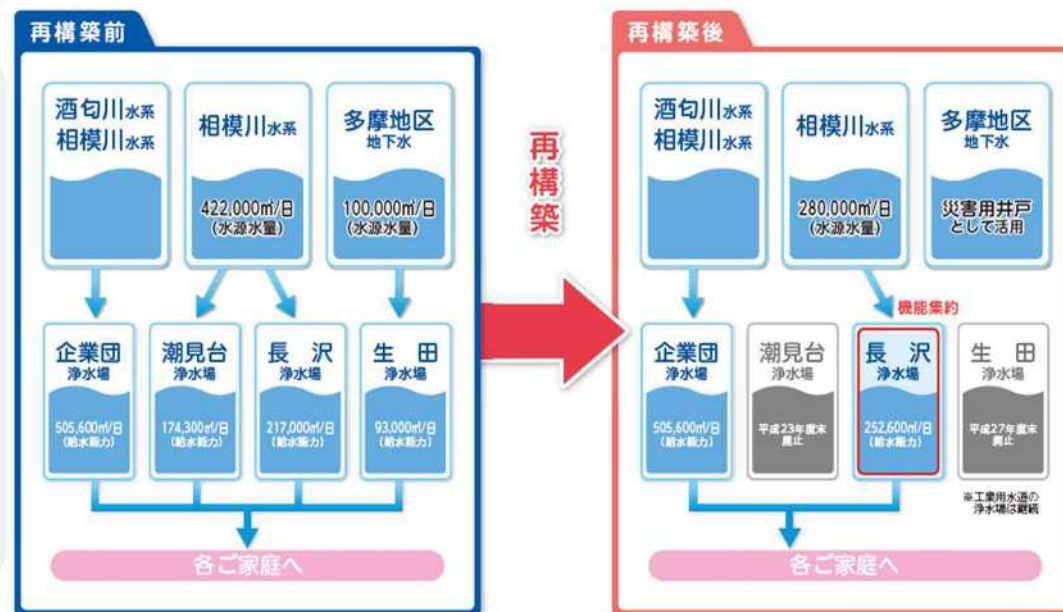
- 職員数は、上下水道局が発足した平成22年度と令和7年度を比較すると、122人の減(▲18.3%)
- 執行体制の効率化の取組により、令和7年度時点で、単年度当たり約11.3億円の財政効果額を確保(削減した職員数に令和7年度の一人当たりの人件費をかけた額。平成22年度と令和7年度の単純な決算額の対比では約7.7億円の減)

年度	職員数 (人)	単年度 増減数 (人)	増減数 累計 (人)	主な組織整備等
H22	666			
H23	655	▲ 11	▲ 11	営業センターの委託範囲拡大及び配水工事事務所の緊急自動車運転業務の見直しに伴う減員
H24	618	▲ 37	▲ 48	施設再構築事業に伴う潮見台浄水場の廃止による減員
H25	586	▲ 32	▲ 80	上下水道お客さまセンターの開設による委託範囲拡大、契約・検査事務の財政局への移管に伴う減員
H26	577	▲ 9	▲ 89	給水装置センター及び配水工事事務所の現場作業の見直しに伴う減員
H27	575	▲ 2	▲ 91	技術管理業務の再編、配水工事事務所の現場作業の見直しに伴う減員
H28	559	▲ 16	▲ 107	施設再構築事業の完了に伴う工事設計・監督業務及び水質業務の再編による減員
H29	553	▲ 6	▲ 113	営業センターと給水装置センターの再編・統合に伴う減員
H30	552	▲ 1	▲ 114	サービスセンターの再編に伴う減員
H31	548	▲ 4	▲ 118	配水工事事務所の現場作業の見直しに伴う減員
R2	543	▲ 5	▲ 123	自動車運転業務の見直しに伴う減員、コロナ対策強化に伴う局外異動による欠員
R3	546	3	▲ 120	資産マネジメント業務の体制強化に伴う増員、コロナ対策強化に伴う局外異動による欠員の補充
R4	547	1	▲ 119	欠員の補充
R5	544	▲ 3	▲ 122	営業課と下水道使用料担当の再編・統合に伴う減員
R6	544	0	▲ 122	
R7	544	0	▲ 122	

■ 水道事業における再構築事業

- 「給水能力と配水量のかい離」、「経年による施設の老朽化」、「主要施設の耐震性不足」の課題に対し、**給水能力の見直しを主軸とし、健全な経営基盤の確立を目指すもの**として平成18年8月に計画を作成
- 給水能力は、「長期水需要予測に基づく計画1日最大配水量」に「緊急時にも安定給水を確保するための水量」を加味した758,200m³/日にダウンサイジング(再構築前は989,900m³/日)
- ダウンサイジングに当たっては、**施設能力増強と耐震化を行った上で、長沢浄水場へ機能を集約**
- 財政効果額としては、**単年度当たり約7.7億円**(人件費を除く。)を確保

再構築計画による浄水場統廃合



再構築実施による財政効果 (億円/年)



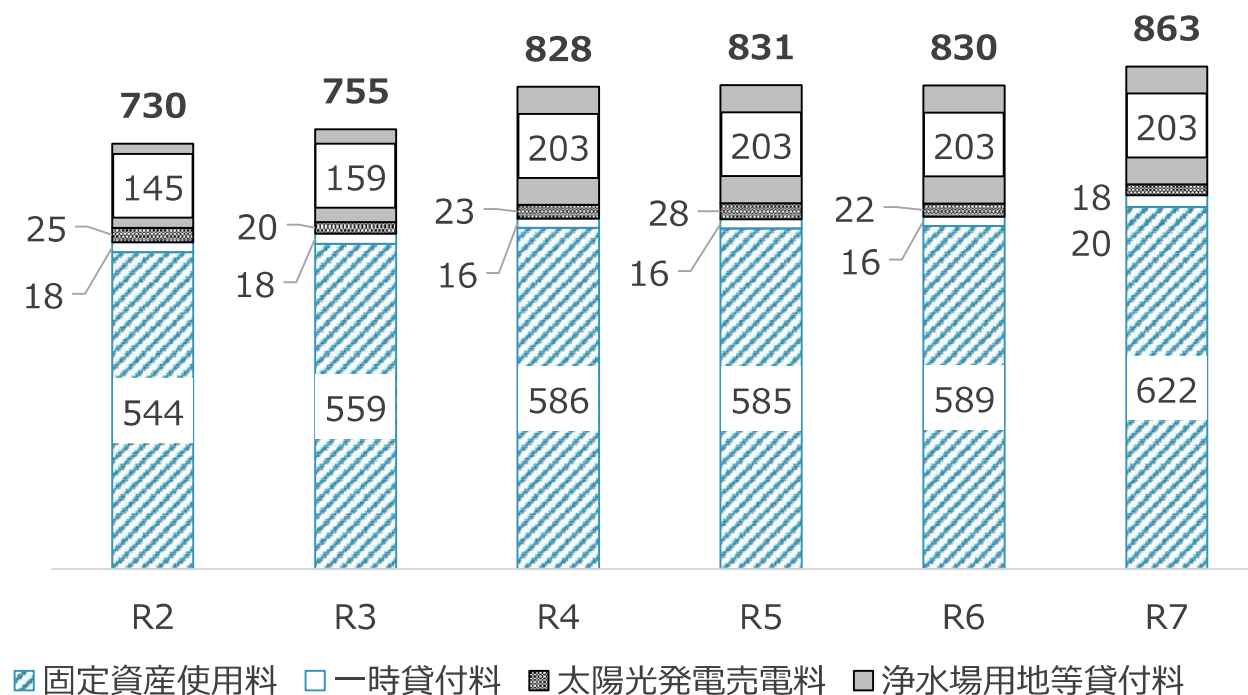
※ 施設整備費は、「不実施」、「実施後」のそれぞれにつき、次の事業費を耐用年数である60年で除した単年度当たりの金額
 (不実施) 仮に、再構築事業を実施せず、3浄水場を更新した場合
 (実施後) 長沢浄水場に浄水機能を集約(長沢浄水場を施設増強、生田浄水場、潮見台浄水場を廃止)した場合

**単年度当たり
約7.7億円
の財政効果**

■ 水道事業における資産の有効活用

- 水道事業の施設用地、管路用地の貸付け等による有効活用を推進し、単年度当たり約8.1億円の収益を確保

固定資産使用料等による収入の実績（百万円）



活用事例



浄水場跡地の活用事例
(Ankerフロントtown生田)



配水池上部の活用事例
(太陽光発電)

■ 川崎市上下水道事業中期計画期間(令和8～11年度)中の経費削減の主な取組

- 4年間で合計約80億円の経費を削減

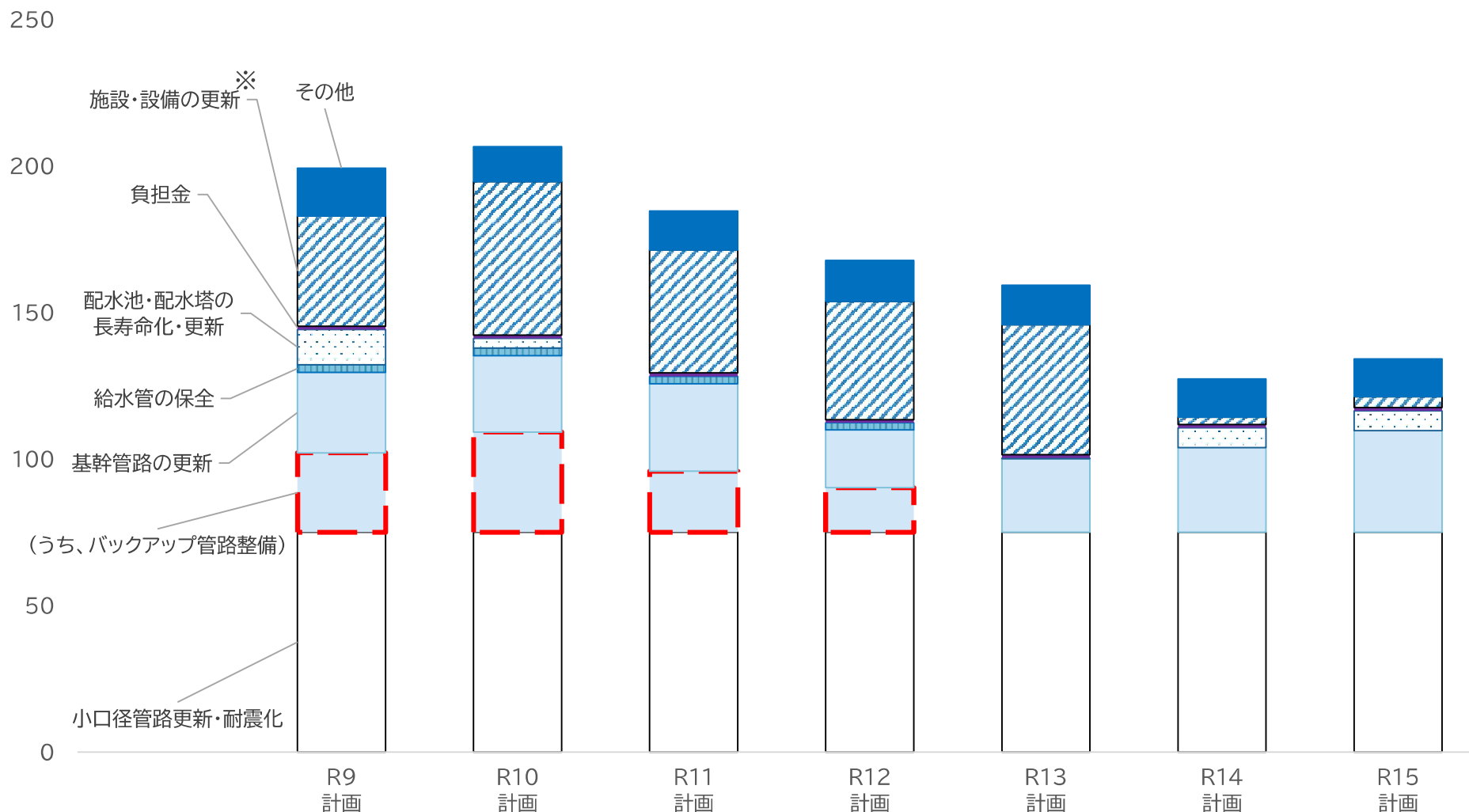
主な取組	取組の内容	効果額 (期間中)	効果の根拠
【建設改良費の削減】 基幹管路の更新におけるパイプ・イン・パイプ(PIP)工法の採用	一般的な開削工法と比べ、事業費が安価となる既設管をさや管とし、その中に新しい管を挿入するPIP工法を優先的に採用することで、経費削減を図る。	約30億円	開削工法とPIP工法を比較し算出した経費削減効果(単価)に計画期間中の施工延長を乗じた効果額
【建設改良費の削減】 小口径管路の更新延長の見直し	管路の更新目標を年間40kmから35kmとすることで、経費縮減を図る。	約40億円	標準的な管路事業費(単価)に見直し後の施工延長を乗じた効果額
【建設改良費の削減】 小口径管路の浅層への埋設	更新に当たって、標準の埋設深さを1.2mから0.8mとすることで、経費削減を図る。	約7.5億円	埋設深さが浅くなったことによる経費削減効果(単価)に年間の施工延長を乗じた効果額

■ 水道事業の建設改良費の見通し

(億円)

R9～11年度 約590億円(約197億円/年)

R12～15年度 約589億円(約147億円/年)



※ R14、15年度に「施設・設備の更新」の支出が少ないのは一時的なもので、R16年度以降はR8年度以前の従来水準となる見込みである。

2 水道料金改定の主な内容

2-5 財政収支の見通し

17

■ 改定前の財政収支見通し

料金算定期間

百万円

区分	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
		決算	決算見込	予算	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
収益的収支(税抜)	収益的収入	31,675	31,116	31,187	30,072	29,856	29,782	29,828	29,765	29,619	29,532
	水道料金	24,325	23,297	23,424	22,768	22,595	22,469	22,447	22,326	22,142	21,988
	その他	7,350	7,819	7,763	7,304	7,261	7,314	7,381	7,439	7,477	7,545
	収益的支出	30,018	30,822	32,843	32,384	33,020	33,941	34,650	35,435	36,284	36,979
	人件費	4,813	5,219	6,082	5,226	5,367	5,529	5,687	5,842	6,013	6,180
	受水費	8,011	8,072	8,139	8,139	8,130	8,145	8,201	8,323	8,266	8,286
	委託料	4,124	4,024	4,426	4,499	4,501	4,642	4,706	4,792	4,997	4,991
	修繕費等	2,272	2,283	2,181	2,387	2,627	2,530	2,236	2,253	2,374	2,548
	動力費	320	279	344	326	326	326	336	336	336	336
	薬品費	225	291	315	238	242	247	252	257	262	268
	負担金	967	1,048	1,480	1,074	1,095	1,117	1,141	1,162	1,185	1,147
	減価償却費等	7,201	7,391	7,800	8,218	8,546	8,900	9,348	9,735	9,904	10,073
	支払利息等	873	950	1,215	1,263	1,434	1,626	1,803	1,970	2,128	2,244
	その他	1,212	1,265	861	1,015	753	879	941	766	818	907
	当年度純利益(A)	1,657	294	▲ 1,656	▲ 2,312	▲ 3,165	▲ 4,158	▲ 4,822	▲ 5,669	▲ 6,665	▲ 7,447
資本的収支(税込)	資本的収入	7,455	6,404	10,289	8,618	8,976	8,131	7,385	7,019	5,762	6,053
	企業債	7,079	6,016	9,261	7,825	8,089	7,217	6,603	6,285	5,000	5,277
	負担金ほか	376	388	1,028	793	887	914	782	734	762	776
	資本的支出	17,437	18,382	22,090	23,474	24,162	22,123	20,521	19,741	16,637	17,391
	建設改良費	13,898	14,915	18,522	19,950	20,683	18,495	16,816	15,959	12,761	13,449
	企業債償還金	3,516	3,401	3,455	3,419	3,373	3,523	3,600	3,677	3,770	3,837
	その他	24	66	112	105	105	105	105	105	105	105
	資本的収支差額(B)	▲ 9,982	▲ 11,978	▲ 11,800	▲ 14,855	▲ 15,186	▲ 13,992	▲ 13,136	▲ 12,721	▲ 10,875	▲ 11,338
	当年度発生分補填財源(C)	7,598	8,540	8,644	9,442	9,851	10,008	10,301	10,613	10,491	10,722
	当年度資金収支(A)+(B)+(C)	▲ 727	▲ 3,144	▲ 4,813	▲ 7,725	▲ 8,499	▲ 8,143	▲ 7,657	▲ 7,778	▲ 7,049	▲ 8,063
累積資金残高		14,411	11,267	6,455	▲ 1,271	▲ 9,770	▲ 17,913	▲ 25,570	▲ 33,348	▲ 40,397	▲ 48,460

※端数処理の関係上、表中数値の加算又は減算の額が表記と一致しない場合がある。

※水道料金は、工業用水道事業への給水分を含む。

※修繕費等は「修繕費」と「工事請負費」、減価償却費等は「減価償却費」と「固定資産除却費」と「たな卸資産減耗費」、支払利息等は「支払利息及び企業債取扱諸費」

※当年度発生分補填財源(C)は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び退職給付引当金の増減額

※累積資金残高は、過年度からの資金収支(当年度純利益(A)+資本的収支差額(B)+当年度発生分補填財源(C))の累積額で、実質的な手元資金の残高

料金改定をしない場合、
R8以降純損失が発生し、
R9以降資金不足が発生する。

■ 水道料金の改定率の算定条件

項目	算定条件
料金算定期間(※1)	令和9年4月に改定を行うものとし、料金算定期間は令和9年度から11年度までの3年間とする。
確保すべき資金	- 退職給付引当金(※2)の趣旨を踏まえ、料金算定期間末に確保すべき資金の下限は、算定期間末退職給付引当金の額とする。 - さらに、料金の安定性の観点から、算定期間末退職給付引当金と算定期間前年度末資金残高を比べ、後者の額が多い場合は、その額を算定期間末に確保すべき資金の目安とする。
企業債残高	企業債残高対給水収益比率(※3)の算出に当たり、算式上分子となる企業債残高を、水道事業会計において元利償還額を負担しない分(※4)を除いた額とした上で、比率を400%以下となるようにする。

※1 料金の水準、改定率を算定する期間

※2 退職給付引当金は、職員に将来支払う退職手当のうち、当該年度末までに債務が発生し、仮に、年度末時に職員全員が退職した場合に支払うべき額の総額。総務省の基本通知(昭和27年自乙発245号)十三(五)において、「引当金については、これに見合うものとして企業内部に留保された資金を、建設改良費等の財源としてみだりに使用することは避けるべき」とされている。

※3 算式 企業債現在高合計/給水収益×100(%)

※4 元利償還額を一般会計繰入金で賄う川崎縦貫道路関連施設整備事業及び災害・安全対策事業費出資金(予定)の企業債分(これら事業に対する企業債充当率は100%)

■ 水道料金の改定率

改定案

- **安定的な経営基盤の構築と低廉な生活用水への配慮とのバランスを考慮し、次により改定率を抑制**
- **企業債借入額の増額**（企業債残高対給水収益比率については、一般会計からの繰入れにより水道事業会計において元利償還額を負担しない企業債分を除外し、算出することにより、「400%以下」を達成）
- **料金改定サイクルの短期化**
※企業債借入額の増額、料金改定サイクルの短期化ともに、上下水道事業経営審議委員会の答申におけるシミュレーションとの比較
- 一般用の水道料金の**平均改定率は22%**とする。ただし、**激変緩和措置として、令和9年度は11%とし、段階的に引上げ**

企業債充当率(※1)	料金改定率(※2)	企業債残高対 給水収益比率 (R11)	純損失 発生年度	累積資金不足 発生年度
R9～R11 55% R12～ 40%	22%(R10.4.1～) ただし、激変緩和措置として、 R9.4.1～R10.3.31は、11%	425.2% (399.4%(※1))	R12年度	R14年度

※1 充当率・比率の算出に当たり、水道事業会計において元利償還額を負担しない企業債分を除外した場合の値

※2 改定率は、対現行料金比。なお、改定率の算出に当たっては、工業用水道事業への給水分を除外

■ 改定後の財政収支見通し(R9年度:11%、R10年度～:22%)

		料金算定期間										百万円
区分	年度	R6 決算	R7 決算見込み	R8 予算	R9 計画	R10 計画	R11 計画	R12 計画	R13 計画	R14 計画	R15 計画	
収益的収支(税抜)	収益的収入	31,675	31,116	31,187	32,404	34,533	34,448	34,485	34,410	34,243	34,140	
	水道料金	24,325	23,297	23,424	25,100	27,272	27,135	27,104	26,970	26,766	26,595	
	その他	7,350	7,819	7,763	7,304	7,261	7,314	7,381	7,439	7,477	7,545	
	収益的支出	30,018	30,822	32,843	32,384	33,124	34,165	34,983	35,794	36,654	37,359	
	人件費	4,813	5,219	6,082	5,226	5,367	5,529	5,687	5,842	6,013	6,180	
	受水費	8,011	8,072	8,139	8,139	8,130	8,145	8,201	8,323	8,266	8,286	
	委託料	4,124	4,024	4,426	4,499	4,501	4,642	4,706	4,792	4,997	4,991	
	修繕費等	2,272	2,283	2,181	2,387	2,627	2,530	2,236	2,253	2,374	2,548	
	動力費	320	279	344	326	326	326	336	336	336	336	
	薬品費	225	291	315	238	242	247	252	257	262	268	
	負担金	967	1,048	1,480	1,074	1,095	1,117	1,141	1,162	1,185	1,147	
	減価償却費等	7,201	7,391	7,800	8,218	8,546	8,900	9,348	9,735	9,904	10,073	
	支払利息等	873	950	1,215	1,263	1,538	1,850	2,136	2,329	2,498	2,624	
	その他	1,212	1,265	861	1,015	753	879	941	766	818	907	
	当年度純利益(A)	1,657	294	▲ 1,656	20	1,408	283	▲ 498	▲ 1,384	▲ 2,411	▲ 3,219	
資本的収支(税込)	資本的収入	7,455	6,404	10,289	12,461	13,005	11,532	8,182	7,518	6,291	6,565	
	企業債	7,079	6,016	9,261	11,668	12,118	10,618	7,400	6,784	5,529	5,789	
	負担金ほか	376	388	1,028	793	887	914	782	734	762	776	
	資本的支出	17,437	18,382	22,090	23,474	24,162	22,123	20,622	19,948	16,934	17,709	
	建設改良費	13,898	14,915	18,522	19,950	20,683	18,495	16,816	15,959	12,761	13,449	
	企業債償還金	3,516	3,401	3,455	3,419	3,373	3,523	3,701	3,884	4,067	4,155	
	その他	24	66	112	105	105	105	105	105	105	105	
	資本的収支差額(B)	▲ 9,982	▲ 11,978	▲ 11,800	▲ 11,012	▲ 11,157	▲ 10,591	▲ 12,440	▲ 12,430	▲ 10,643	▲ 11,144	
	当年度発生分補填財源(C)	7,598	8,540	8,644	9,788	10,198	10,354	10,647	10,959	10,838	11,068	
	当年度資金収支(A)+(B)+(C)	▲ 727	▲ 3,144	▲ 4,813	▲ 1,204	449	46	▲ 2,291	▲ 2,855	▲ 2,216	▲ 3,295	
累積資金残高		14,411	11,267	6,455	5,250	5,700	5,746	3,455	600	▲ 1,616	▲ 4,911	

※端数処理の関係上、表中数値の加算又は減算の額が表記と一致しない場合がある。

※水道料金は、工業用水道事業への給水分を含む。

※水道料金は後述の料金体系を反映

※修繕費等は「修繕費」と「工事請負費」、減価償却費等は「減価償却費」と「固定資産除却費」と「たな卸資産減耗費」、支払利息等は「支払利息及び企業債取扱諸費」

※当年度発生分補填財源(C)は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び退職給付引当金の増減額

※累積資金残高は、過年度からの資金収支(当年度純利益(A)+資本的収支差額(B)+当年度発生分補填財源(C))の累積額で、実質的な手元資金の残高

※改定率は、対現行料金比。なお、改定率の算出に当たっては、工業用水道事業への給水分を除く。

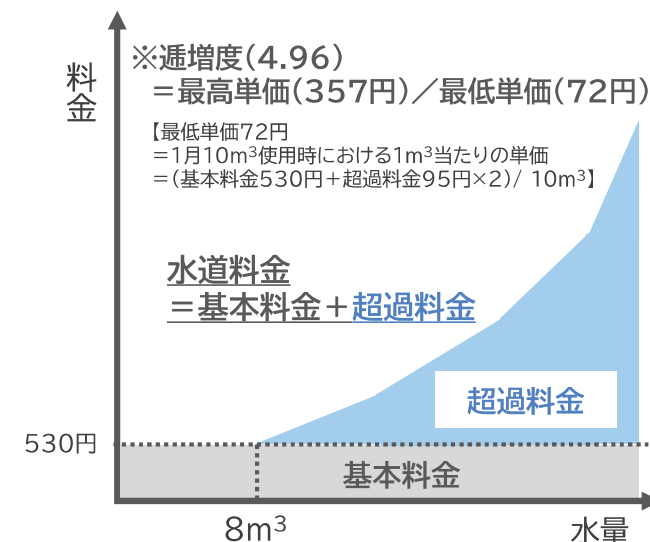
■ 現行の料金表(月額・税抜)

二部料金制

逦増料金制

種別	基本料金	超過料金(1m ³ につき)	
単一料金制 専用給水装置	基本水量制 使用水量8m³まで 530円	9m ³ ~ 10m ³	95円
		11m ³ ~ 20m ³	139円
		21m ³ ~ 25m ³	185円
		26m ³ ~ 30m ³	194円
		31m ³ ~ 50m ³	209円
		51m ³ ~ 100m ³	253円
		101m ³ ~ 200m ³	278円
		201m ³ ~ 500m ³	329円
		501m ³ ~ 1,000m ³	343円
		1,001m ³ ~	357円
公衆浴場用	同上	46円	
共用給水装置	使用水量1戸5m ³ まで 260円	46円	

● 水道料金のイメージ(専用給水装置)



※福祉減免

身体障害者世帯、知的障害者世帯
精神障害者世帯、重複障害者世帯
要介護高齢者世帯
の基本料金及び10m³までの
超過料金を減免

■ 水道料金制度の見直し

項目	改定案
単一料金制	口径別料金制へ移行
基本水量制	基本水量制の廃止
逦増料金制	逦増度の緩和 4.96 → 4.52(R9年度) → 4.51(R10年度～)
水量区画	水量区画の縮小 10区画 → 8区画
二部料金制	基本料金割合の増加 25.6%(料金改定前のR9年度～R11年度の割合) → 29.1%(R9年度の割合) → 29.6%(R10年度、R11年度の割合)

■ 新料金表(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)(月額・税抜)

平均改定率11%

基本水量制を廃止

水量区画を縮小
10区画 → 8区画

種別/口径		基本料金	使用料金（1 m ³ につき）							
			1~8 m ³	9~10 m ³	11~ 20m ³	21~ 30m ³	31~ 100m ³	101~ 200m ³	201~ 500m ³	501~ m ³
一般用	13mm	635円	3円	99円	139 円	189 円	241 円	291 円	345 円	387 円
	20mm									
	25mm									
	40mm	1,450円								
	50mm	1,730円								
	75mm	5,280円								
	100mm	9,100円								
	150mm	45,500円								
	200mm ~	91,000円								
公衆 浴場用		700円	3円	56円						
共用 給水装置		1戸につき 450円	3円	56円						

口径別料金制へ移行

基本料金の比率を高める。
25.6% → 29.1%

逦増度を緩和
4.96 → 4.52

料金設定の考え方

- 一般用については、基本水量制の廃止、逦増度の緩和、基本料金割合の増加、水量区画の縮小を踏まえた上で、子育て世帯等に対する負担軽減として、おおよそ、その使用に相当する水量帯の改定率が低くなるように配慮
- 公衆浴場用及び共用給水装置については、軽減措置を継続

※福祉減免は、口径13~25mmの基本料金及び10m³までの使用料金を減免額とし、制度を継続

※改定率は、対現行料金比(以下同じ。)

■ 新料金表(令和10年4月1日から)(月額・税抜)

平均改定率22%

種別/口径		基本料金	使用料金（1 m ³ につき）							
			1~8 m ³	9~10 m ³	11~ 20m ³	21~ 30m ³	31~ 100m ³	101~ 200m ³	201~ 500m ³	501~ m ³
一般用	13mm	700円	3円	109 円	153 円	208 円	265 円	320 円	379 円	425 円
	20mm									
	25mm									
	40mm	1,600円								
	50mm	1,900円								
	75mm	5,800円								
	100mm	10,000円								
	150mm	50,000円								
	200mm ~	100,000円								
公衆 浴場用		700円	3円	56円						
共用 給水装置		1戸につき 450円	3円	56円						

基本料金の比率を高める。
29.1% → 29.6%

逡増度を緩和
4.52 → 4.51

料金設定の考え方

- 一般用については、基本水量制の廃止、逡増度の緩和、基本料金割合の増加、水量区画の縮小を踏まえた上で、子育て世帯等に対する負担軽減として、おおよそ、その使用に相当する水量帯の改定率が低くなるように配慮

- 公衆浴場用及び共用給水装置については、軽減措置を継続

※福祉減免は、口径13~25mmの基本料金及び10m³までの使用料金を減免額とし、制度を継続

■ 一般的な家庭の水道料金のモデルケース

一般的な家庭の水道料金のモデルケースについて、上下水道局では、各水道使用者について、世帯人員と使用水量の相関データを有しておらず、また、家族構成等により、水量が異なれば料金も異なりますが、令和7年度に実施した庁内アンケート調査結果を踏まえ、世帯人員ごとの平均的な使用水量を算出した。

(月額・税込)

使用水量	現行	改定後 下段は現行との差額(改定率)	
		R9.4.1からR10.3.31まで (平均改定率11%)	R10.4.1から (平均改定率22%)
[20mm]7m ³ /月 単身世帯	583 円	721 円	793 円
		138 円	210 円
		(23.7%)	(36.0%)
[20mm]14m ³ /月 二人世帯	1,403 円	1,554 円	1,709 円
		151 円	306 円
		(10.8%)	(21.8%)
[20mm]21m ³ /月 三人世帯	2,524 円	2,679 円	2,948 円
		155 円	424 円
		(6.1%)	(16.8%)
[20mm]24m ³ /月 四人世帯	3,135 円	3,303 円	3,634 円
		168 円	499 円
		(5.4%)	(15.9%)

※ 改定率は、対現行料金比(以下同じ。)

■ 事業者等の水道料金

使用水量は、口径ごとの平均使用水量

(月額・税込)

使用水量	現行	改定後 下段は現行との差額(改定率)	
		R9.4.1からR10.3.31まで (平均改定率11%)	R10.4.1から (平均改定率22%)
[40mm] 平均使用水量 59m ³ /月 保育園(定員60名)、 飲食店、事務所、 スーパーなど	11,508 円	13,135 円	14,450 円
		1,627 円	2,942 円
		(14.1%)	(25.6%)
[50mm] 平均使用水量 65m ³ /月 保育園(定員120名)、 飲食店、学校、 病院、事務所など	13,178 円	15,033 円	16,529 円
		1,855 円	3,351 円
		(14.1%)	(25.4%)
[75mm] 平均使用水量 174m ³ /月 学校、病院、工場、事務所など	45,547 円	51,904 円	57,070 円
		6,357 円	11,523 円
		(14.0%)	(25.3%)

■ 事業者等の水道料金

使用水量は、口径ごとの平均使用水量

(月額・税込)

使用水量	現行	改定後 下段は現行との差額(改定率)	
		R9.4.1からR10.3.31まで (平均改定率11%)	R10.4.1から (平均改定率22%)
[100mm] 平均使用水量 1,003m ³ /月 病院、大規模工場、 事務所、大型商業施設など	351,896 円	402,007 円	441,622 円
		50,111 円	89,726 円
		(14.2%)	(25.5%)
[150mm] 平均使用水量 3,950m ³ /月 病院、大規模工場、 事務所、大型商業施設など	1,509,183 円	1,731,565 円	1,901,625 円
		222,382 円	392,442 円
		(14.7%)	(26.0%)
[200mm、250mm、300mm] 平均使用水量 7,110m ³ /月 大規模工場、大型商業施設など	2,750,115 円	3,126,827 円	3,433,925 円
		376,712 円	683,810 円
		(13.7%)	(24.9%)

2 水道料金改定の主な内容

2-8 新旧水道料金の他都市比較

28

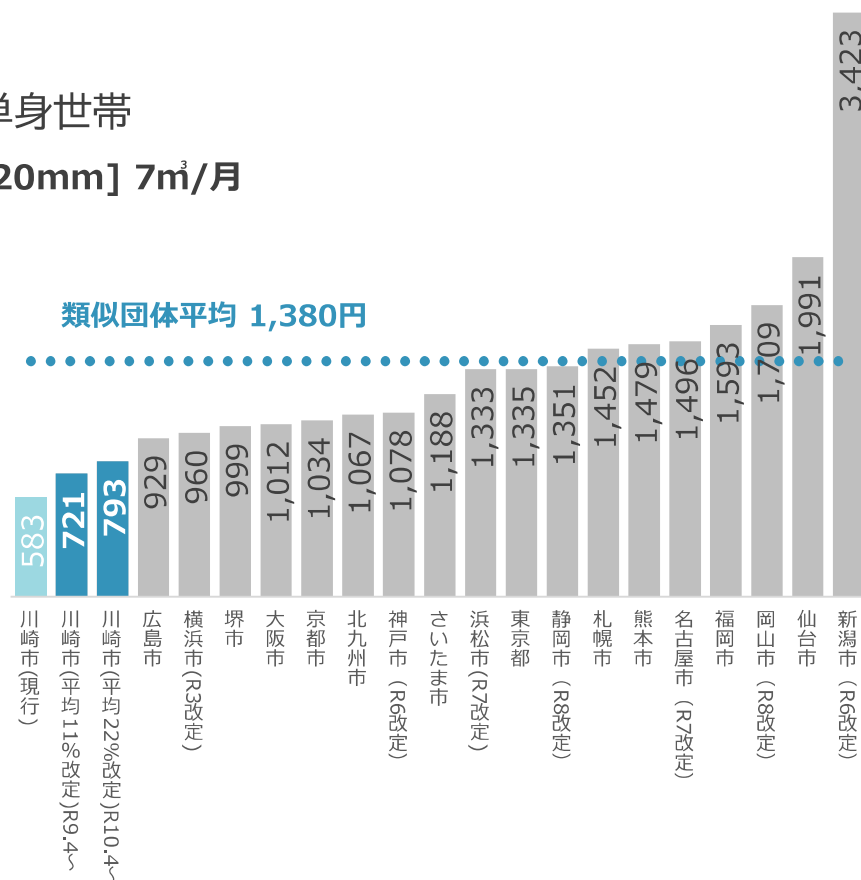
■ 類似団体※における水道料金比較

(円・月額・税込)

(円・月額・税込)

単身世帯

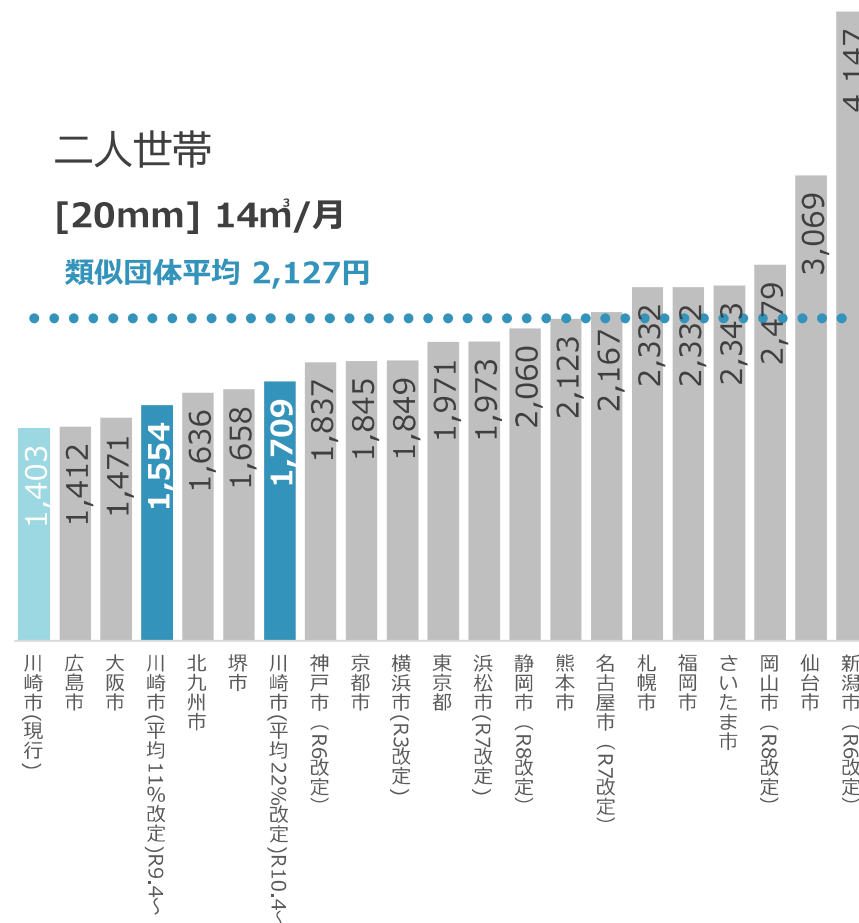
[20mm] 7m³/月



二人世帯

[20mm] 14m³/月

類似団体平均 2,127円



川崎市上下水道局調べ(R8.8時点)

※ 類似団体とは、政令指定都市(大部分が県営水道である千葉市と相模原市を除く。)及び東京都のこと(19都市。以下同じ。)

※ 類似団体平均の算出に当たって、川崎市は平均22%改定の値を用いて算出(以下同じ。)

※ 改定率は、対現行料金比(以下同じ。)

2 水道料金改定の主な内容

2-8 新旧水道料金の他都市比較

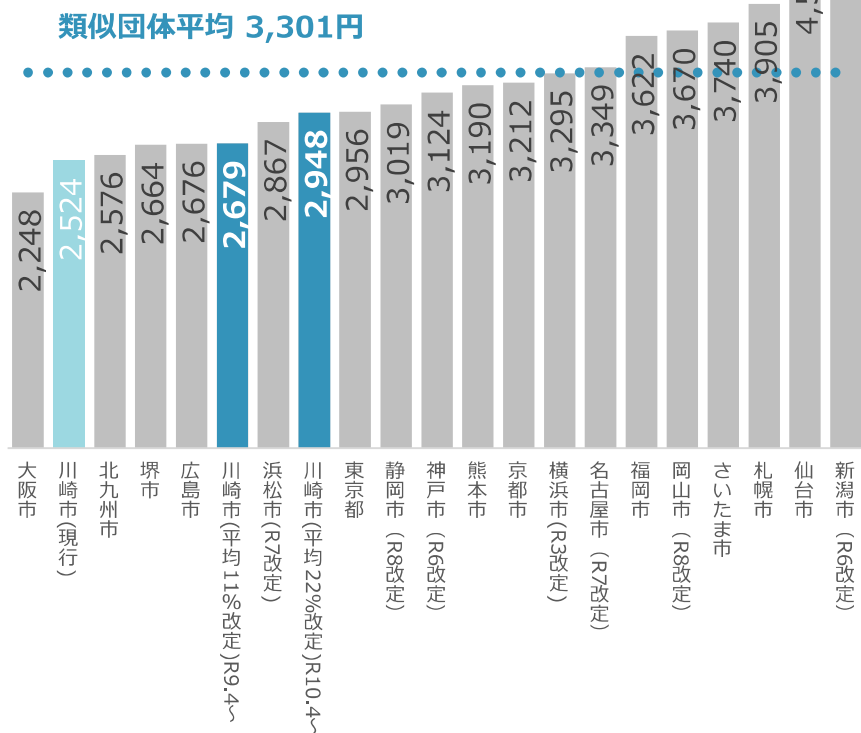
29

■ 類似団体における水道料金比較

(円・月額・税込)

三人世帯

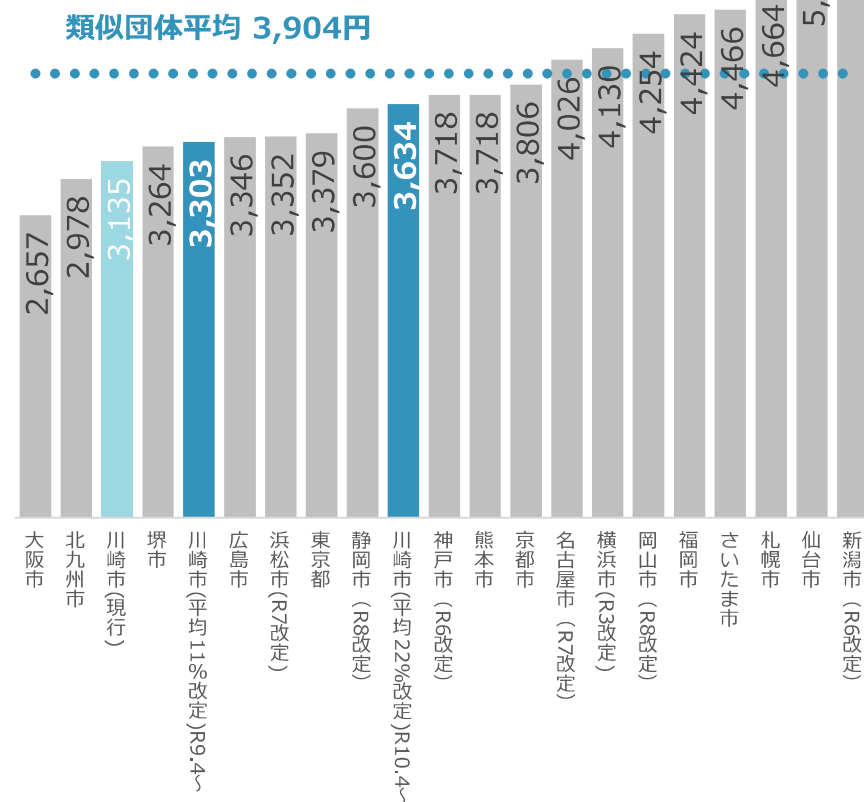
[20mm] 21m³/月



(円・月額・税込)

四人世帯

[20mm] 24m³/月



2 水道料金改定の主な内容

2-8 新旧水道料金の他都市比較

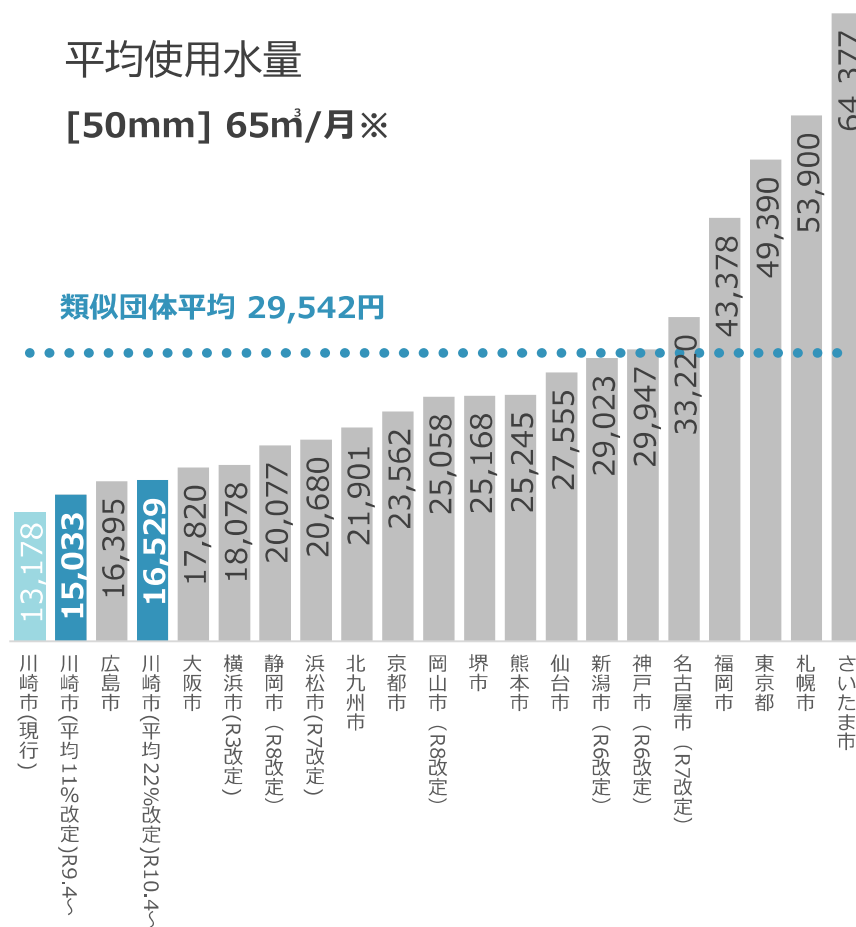
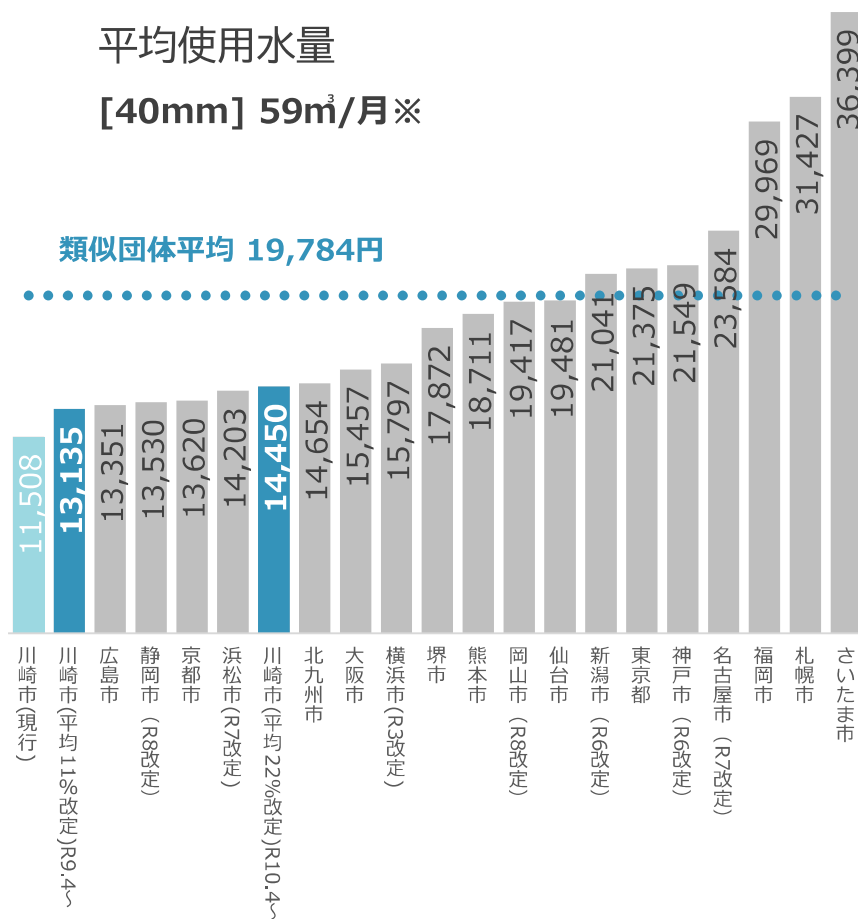
30

■ 類似団体における水道料金比較

※業務用料金がある都市は業務用料金を掲載

(円・月額・税込)

(円・月額・税込)



2 水道料金改定の主な内容

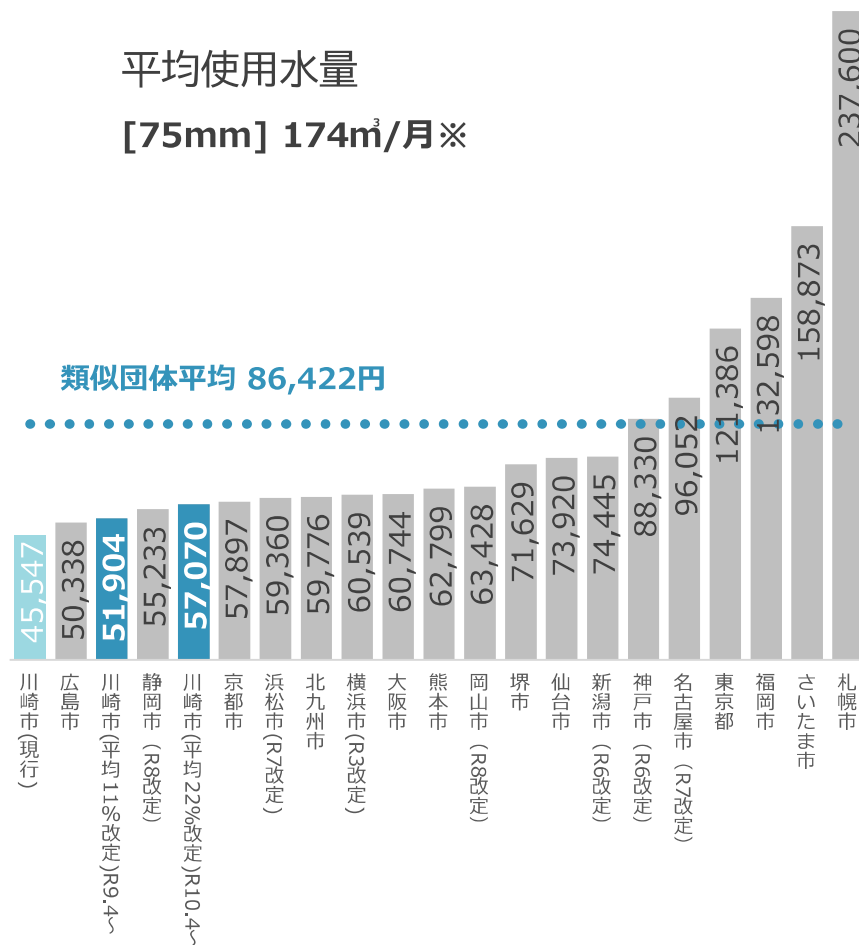
2-8 新旧水道料金の他都市比較

31

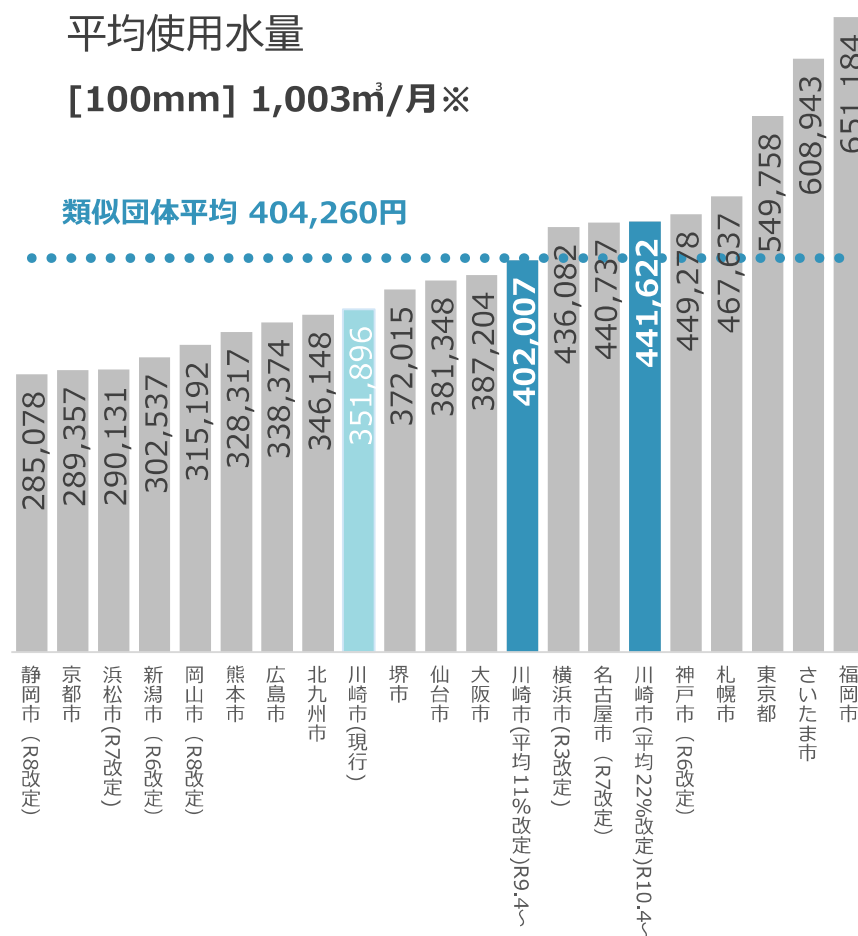
■ 類似団体における水道料金比較

※業務用料金がある都市は業務用料金を掲載

(円・月額・税込)



(円・月額・税込)



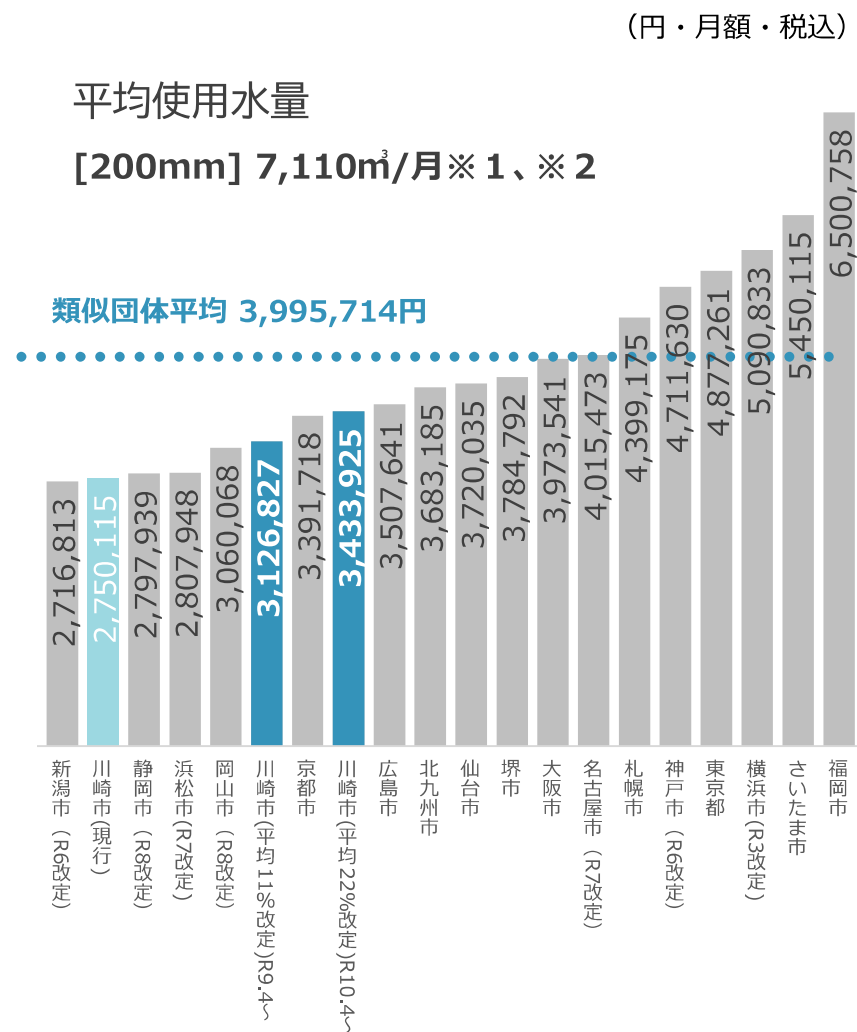
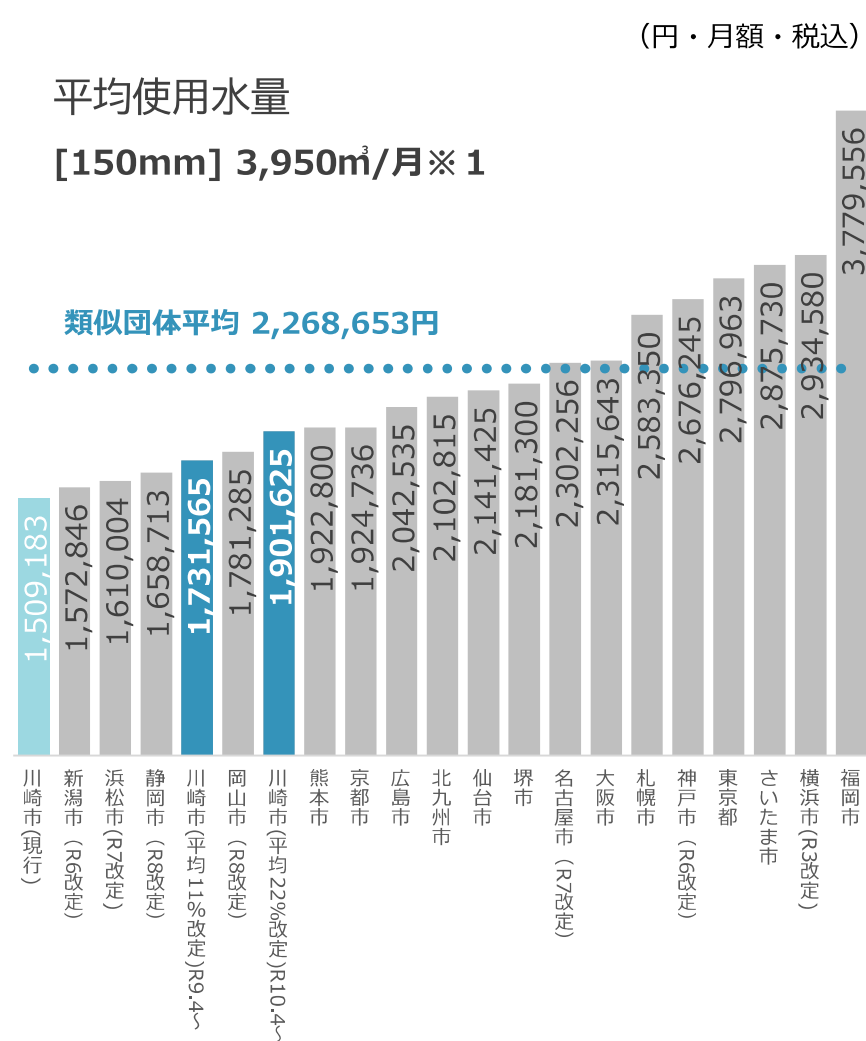
2 水道料金改定の主な内容

2-8 新旧水道料金の他都市比較

32

■ 類似団体における水道料金比較

- ※1 業務用料金がある都市は業務用料金を掲載
 ※2 熊本市は[200mm]の料金表がないため、掲載していない。



3

広報の取組

3 – 1 各種広報の実施

3 – 2 町内会・各種業界団体への説明会の実施

イベント関連(10会場)		各種広報	
1	川崎市PTA連絡協議会サマーフェスティバル 7/1(水)実施済み	1	改定の方向性、改定案を市ホームページに掲載 6/12(金)・ 8/31(月)実施済み
2	高津区民祭 7/26(日)実施済み	2	かわさき上下水道アプリによる市ホームページの周知 6/19(金)・8/31(月)実施済み
3	麻生区民祭 10/11(日)	3	YouTubeによる広報動画の発信 6/23(火)実施済み
4	多摩区民祭 10/17(土)	4	かわさきFMラジオ出演① 8/14(金)実施済み
5	幸区民祭 10/17(土)	5	改定内容を市ホームページに掲載 11月以降
6	宮前区民祭 10/18(日)	6	YouTubeによる広報動画の発信 11月以降
7	中原区民祭 10/18(日)	7	南武線トレインチャンネルを活用した広報 11月以降の2週間
8	みんなの川崎祭 11/1(日)	8	各区役所の行政情報掲示モニター等での動画発信 11月以降
9	さぎ沼まつり 10/4(日)実施済み	9	かわさきFMラジオ出演② 11月
10	川崎フロンターレ試合会場 3回程度のうち9/19(土)実施済み	10	かわさき上下水道アプリによる市ホームページの周知 11月以降
		11	検針時のチラシによる料金改定の周知 11月以降
		12	かわさきの上下水道(広報紙)の配布 11月
		13	市政だより(広報紙)12月号、3月号への掲載 調整中
		14	アゼリア広報コーナーでの展示 9月、12月、3月の2週間の うち9月分実施済み
		15	アゼリアビジョンでの動画発信 3月の1週間
		16	かわさきの上下水道(広報紙)の配布 3月
		17	Xでの投稿 適宜

町内会関連(13団体)		各種業界団体(14団体)	
1	宮前区全町内・自治会連合会 学習会 6/26(金)実施済み	1	川崎アゼリア株式会社 7/6(月)実施済み
2	川崎区連合町内会 理事会 7/3(金)実施済み	2	川崎市中部学校給食センター 7/7(火)実施済み
3	麻生区町会連合会 理事会 7/9(木)実施済み	3	川崎市食品衛生協会 7/13(月)実施済み
4	稲田町会連合会 役員会 7/14(火)実施済み	4	川崎市障害福祉施設事業協会 定例全体会 7/17(金)実施済み
5	幸区町内会連合会 常任理事会 7/16(木)実施済み	5	川崎市介護老人保健施設連絡協議会 7/28(火)実施済み
6	高津地区連合町内会 町会長会議 7/17(金)実施済み	6	川崎市病院協会 総務委員会 7/29(水)実施済み
7	全町内会連合会 役員会 7/21(火)実施済み	7	指定介護保険事業者等集団指導講習会 7/31(金)実施済み
8	多摩区町会連合会 役員会 7/24(金)実施済み	8	川崎浴場組合連合会 8/5(水)実施済み
9	日吉地区町内会連絡協議会 7月会長会議 7/29(水)実施済み	9	川崎市社会福祉協議会児童・母子福祉施設協議会 7/6(月)実施済み・保育協議会 8/7(金)実施済み
10	南河原地区町内会連合会 8月定例会 8/3(月)実施済み	10	相談支援従事者現任研修 8/7(金)実施済み・相談支援ネットワーク会議 8/17(月)実施済み
11	御幸地区町内会連合会 8月定例会 8/20(木)実施済み	11	川崎市老人福祉施設事業協会・川崎市社会福祉協議会 合同施設長会 8/26(水)実施済み
12	橘地区連合自治会 町会長会議 8/28(金)実施済み	12	川崎市南部・北部学校給食センター 9/16(水)実施済み
13	中原区町内会連絡協議会 役員会 9/2(水)実施済み	13	川崎市幼稚園協会 経営代表者会議 9/24(木)実施済み
		14	川崎市理容協議会 対話集会 10/5(月)実施済み

4

スケジュール

4 スケジュール

37

項 目	R6年度		R7年度				R8年度				R8年度						R9年度	
	前期	後期	～12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		2
庁内調整					答申 (2月2日)													
議会・ 常任委員会	諮問内容報告 (4月19日)		中間報告 (5月22日)		答申報告 (2月10日)			方向性報告 (5月28日)		陳情審査 方向性報告 (7月30日)	改正水道条例議案 R8年第3回市議会定例会提出							
											議会	議決後						
市民への 広報			各種イベントでのパネル掲出・市民対話など								検針時チラシ投函 アプリ通知など							
			広報紙 (6月・10月)			広報紙 (3月)			広報紙 (アプリ通知) (6月)			広報紙 特集号(11月)				広報紙 特集号(3月)		

水道料金改定

參考資料

■ 財政収支見通しの主な算定条件

項目	算定条件
予算・決算	令和7年度:決算見込み 令和8年度:予算
料金等収入	水需要予測を踏まえて算出・計上
人件費	過年度決算額に「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※」に示されている賃金上昇率の「成長移行ケース」値を反映し、算出
減価償却費	現有固定資産の償却額に今後の建設投資に係る償却額を加えて計上
支払利息	借入済みの企業債の利息額に新規発行予定企業債の利息額を加えて計上。新規発行企業債の利率は「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※」に示されている名目長期金利の「成長移行ケース」値をベースに、過去の金利動向を加味して算出
建設改良費	管路などの水道施設の地震対策や老朽化対策事業の推進に必要な額を計上
一般会計繰入金	これまでの繰入れの基準や要件を考慮して算出した川崎縦貫道路施設整備等に係る経費に基づき、繰入額を計上。加えて、新たに、災害・安全対策事業費出資金に係る繰入額(予定)を算出・計上
企業債借入	建設改良費から国庫補助金充当分を除いた額に対し、40%の企業債充当率を基本とし、計上
国庫補助金	交付要件の拡充に伴う重要施設配水管と水道管路強靱化推進事業の交付要件・補助率に、令和8年度の要望額に対する交付額の割合を示す交付率(予定)を考慮して算出・計上
その他	過年度決算額又は事業費の積算により計上。主要費目は、「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※」に示されている消費者物価上昇率の「成長移行ケース」値を反映し、算出

※令和8年1月22日経済財政諮問会議提出分

■ 将来の物価上昇率等の計数

項目		考え方	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
物価上昇率		「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※1」に示されている消費者物価上昇率の「成長移行ケース」値を反映	2.1% (1.4%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)	2.0% (1.1%)
企業債 借入利率	10年	「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※1」に示されている名目長期金利の「成長移行ケース」値をベースに、過去の金利動向を加味して算出	2.3% (2.1%)	2.5% (2.0%)	2.7% (2.0%)	2.9% (2.0%)	3.0% (1.9%)	3.1% (1.9%)	3.2% (1.9%)
	40年		3.3% (3.1%)	3.5% (3.0%)	3.7% (3.0%)	3.9% (3.0%)	4.0% (2.9%)	4.1% (2.9%)	4.2% (2.9%)
賃金上昇率		「中長期の経済財政に関する試算(内閣府)※1」に示されている賃金上昇率の「成長移行ケース」値を反映	3.1% (1.6%)	3.0% (1.5%)	3.1% (1.4%)	3.1% (1.3%)	3.0% (1.2%)	3.0% (1.2%)	3.0% (1.2%)

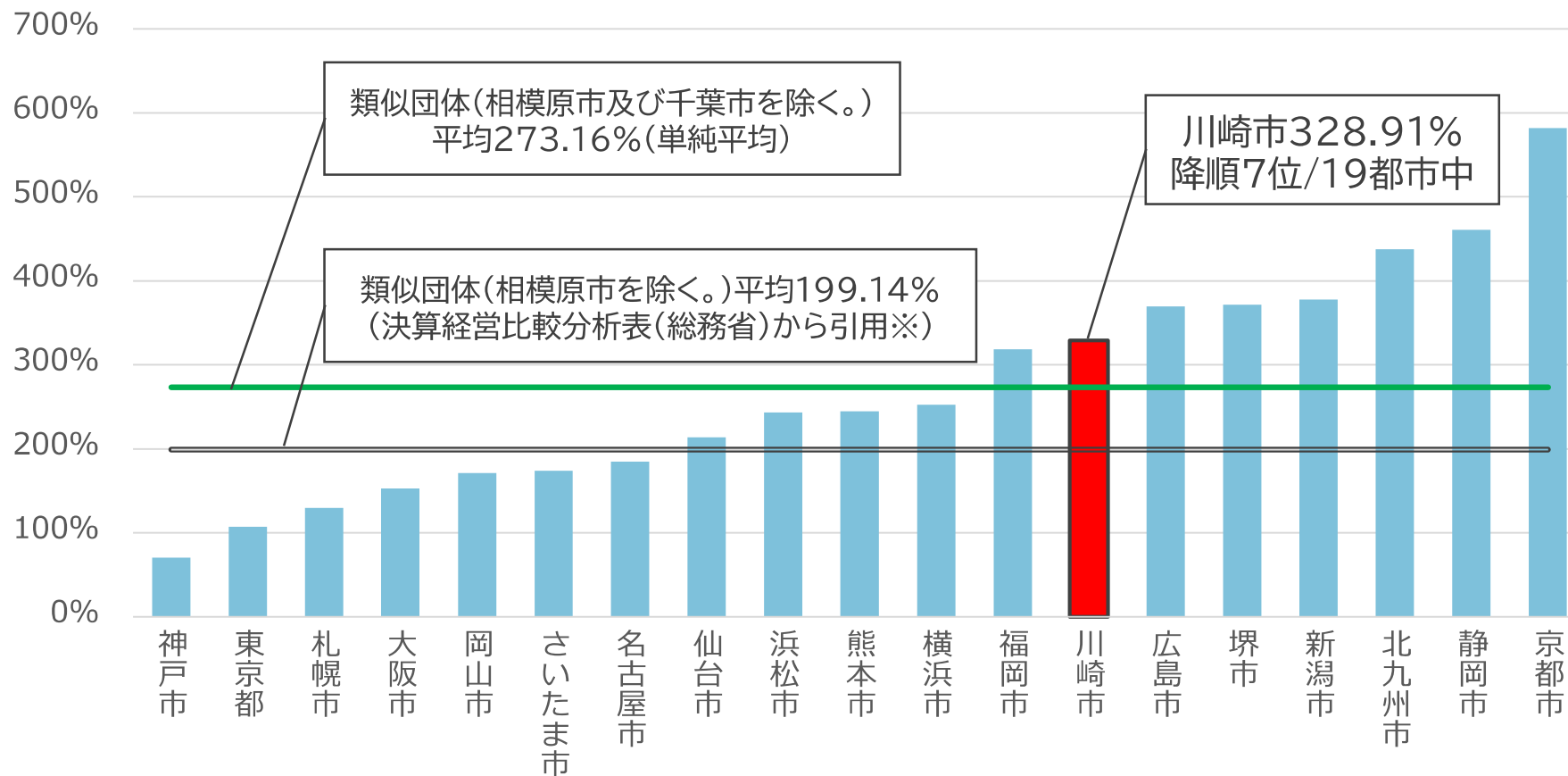
※1 令和8年1月22日経済財政諮問会議提出分 ※2 表内の()は「過去投影ケース」値

■ 直近の実績

項目	年月	実績
企業物価指数	令和7年平均	前年比 +3.18%
消費者物価指数	令和7年平均	前年比 +3.13%
企業債借入利率	R8.3 銀行10年債(水道)	2.318%
	R8.3 財政融資40年債(水道)	3.1%
職員の平均給与	令和7年4月	前年比 +3.28%

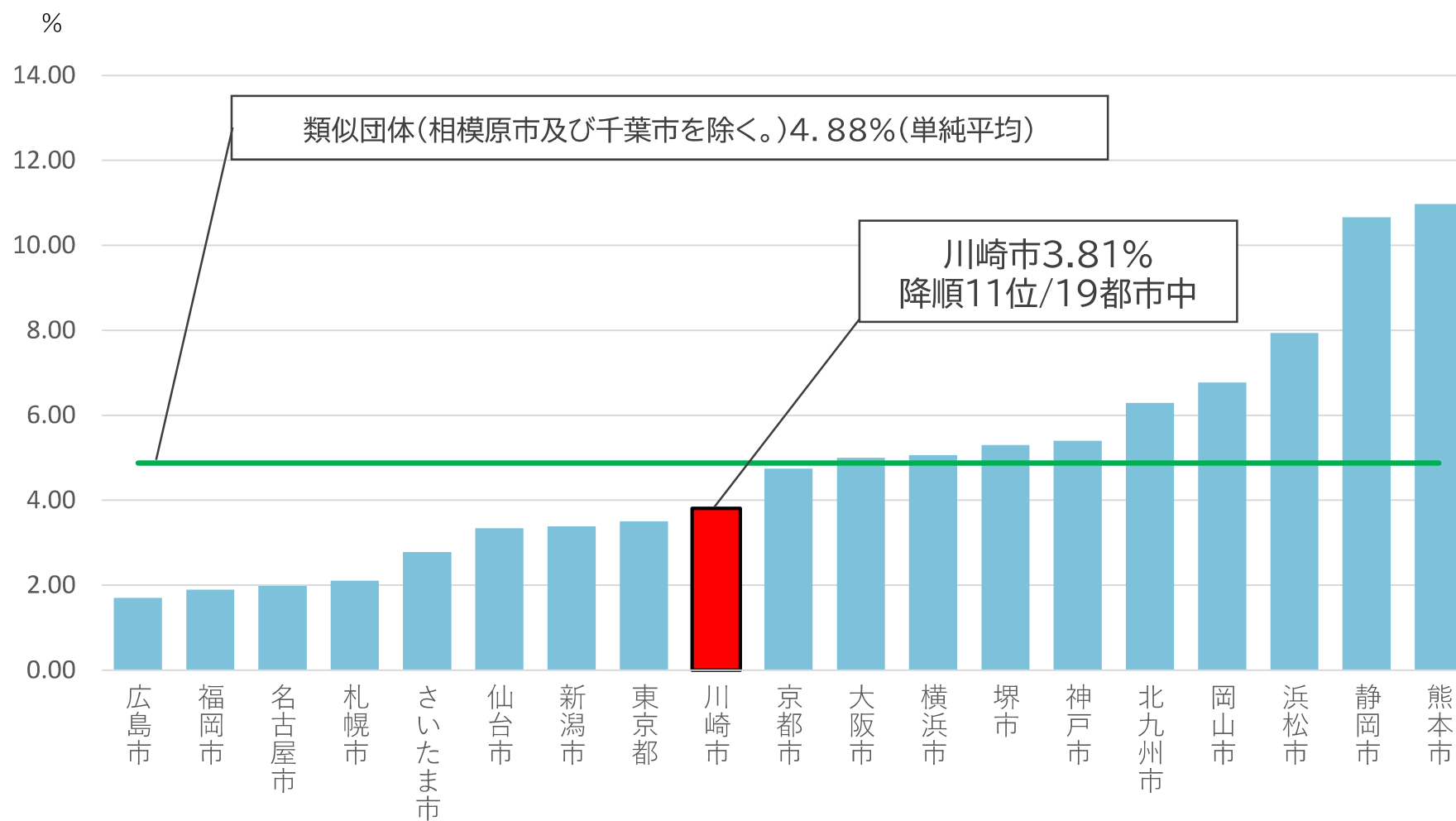
※企業物価指数・消費者物価指数：日本銀行、総務省の公表データから算出 ※職員の平均給与：川崎市の「職員給与に関する報告及び勧告」関連資料から引用

■ 令和6年度企業債残高対給水収益比率



※ 全事業者の企業債残高の合計額を給水収益の合計額で除して算出

■ 令和6年度漏水率



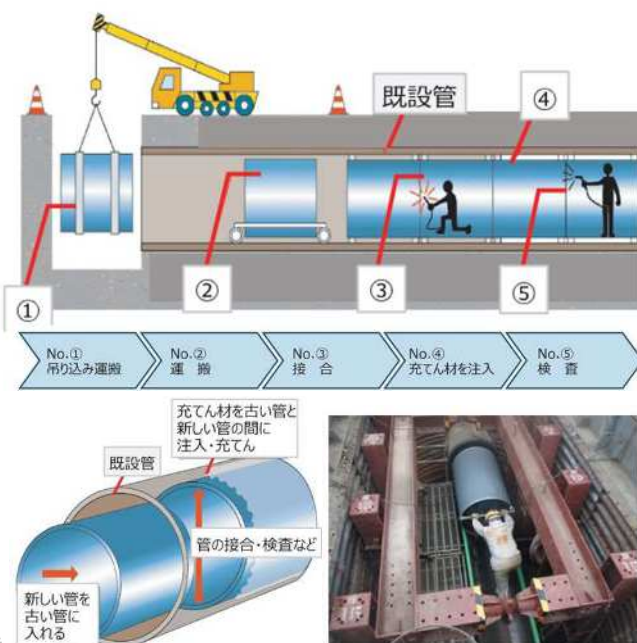
基幹管路の更新事業

- 材質や継手形式のほか、重要度、耐震性及び管体調査の結果から予測した使用可能年数などを考慮し、健全度を確保しながら、**竣工から100年以内に更新**に着手
- **更新に当たっては、「PIP工法」を優先的に採用**

小口径管路の更新事業

- **ポリスリーブ被膜のない管路を使用年数60年以内に更新し、次にポリスリーブ被膜のある管路を使用年数80年以内に更新**
- **費用対効果から、更新ペースを減少(年間更新目標40km⇒35km)し、基幹管路の更新に注力**
- **管の標準の埋設深さを1.2mから0.8mに変更**

PIP工法



ポリスリーブ被膜



浅層埋設

